番号: 170772 国名: バングラデシュ

担当:人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名: 医療サービス提供の質の改善プロジェクト (病院サービスの質現状調査)

# 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:病院サービスの質現状調査

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家

# 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年11月中旬から2018年1月上旬まで

(2) 業務M/M:国内O. 40M/M、現地O. 57M/M、合計O. 97M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

3日 17日 5日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:2017年10月25日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年11月10日(金)までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

類似業務	病院管理に係る各種業務
対象国/類似地 域	バングラデシュ/全途上国
語学の種類	英語

# 5. 条件等

(1)参加資格のない社等:なし

(2)必要予防接種:なし

## 6 業務の目的

バングラデシュの妊産婦死亡率は 1990 年と比較し、出生 10 万対 574 から 176、5歳未満児死亡率は出生 1000 対 144 から 41 (世銀、2015 年)へと飛躍的に改善しているものの、依然高い数値を示しており、持続可能な開発目標(以下 SDGs)において 2030年までに達成すべき妊産婦死亡率(出生 10 万対 70)、及び、5歳未満児死亡率(出生 1000対 25)を実現するためには更なる努力が必要である。これに加え、同国では、食習慣や生活様式の変化、喫煙の増加等により心血管疾患やがんといった非感染性疾患(NCDs)が全死因の 59%を占めるまでになっており、また、70歳未満で NCDs により死亡する確率は 18%に及ぶなど、NCDs が同国の保健セクターにおいて新たな課題と認識されている(WHO、2015年)。しかしながら、公的医療サービスにおける NCDs の早期発見や早期治療のための環境は十分に整備されておらず、また、適切な検査や治療を受けるための治療費を自己負担せざるを得ない状況が一般的であり、特に貧困層の家計の圧迫要因となっている。

わが国による「母性保護サービス強化プロジェクト(SMPP)」(2006 年~2011 年フェーズ I、2011 年~2016 年フェーズ II)は病院での母子保健関連サービスの質改善活動に対し技術協力を行い、医療サービスの質改善手法である 5S/Kaizen/TQM の政策化や全国展開に貢献した。2017 年 9 月現在 100 以上の公立病院がこの手法を取り入れ、質改善委員会、ワーク改善チームを結成し 5S 活動を展開している。2017 年 7 月から開始した「医療サービス提供の質の改善プロジェクト」では、病院サービスの質を改善する病院管理の強化とあわせて、新しい課題である NCDs と妊産婦保健を統合したサービスの提供、NCDs 予防活動の促進を支援しており、SMPP の経験や教訓を基に、更なる病院サービスの質の改善に取り組む計画である。ついては、現在のバングラデシュでの病院における質改善の取り組みに関する現状、同分野における他ドナーの支援状況、課題などを情報収集・分析し、新しい課題としての NCDs への対応もふまえた効果的なプロジェクトの詳細計画策定に繋げ、また、調査結果に基づき先方政府への提言を行うために、本調査の実施に至った。

### 7 業務の内容

本業務従事者は、上記の目的を達するため、バングラデシュにおける病院サービスの質改善(Quality Improvement: QI) 関連の活動や病院の自主的な取り組み(優良・失敗事例、教訓)に係る情報を収集・整理し、現状分析と課題の明確化を行う。分析結果を基に更なる改善のための提言や改善活動を支え、持続させる仕組みの提案を行うとともに、今後作成予定の当該プロジェクトの詳細計画の一部を構成する病院サービスの質改善活動案をまとめる。

- (1) 国内準備期間(2017年11月中旬)
- ① 国内で入手可能な既存の資料・報告書を基に、バングラデシュ国における病院サービスの質改善の取り組み状況、及び当該分野に係る世界的な潮流と手法・知見、医療サービスの質に関する教訓を把握する。途上国におけるこの分野での成功事例をまとめる。JICA が推し進める途上国における Kaizen の実践、成果・教訓を先方政府と共有できる形にまとめる。
- ② 既存の資料・報告書、及び現地に派遣中の長期専門家から情報を収集し、本プロジェクトの前身である母性保護サービス強化プロジェクトの病院サービスの質改善活動の内容を把握し、分析調査デザインを検討する。
- ③ 業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA本部担当部へ提出する。
- (2) 現地派遣期間(2017年11月中旬~12月上旬)
- ① JICA バングラデシュ事務所、プロジェクト専門家、カウンターパート機関(質改善事務局(QIS), Health Economics Unit と保健家族福祉省保健サービス局(DGHS)の Hospital Services Management)、関係機関等のプロジェクト関係者に業務計画書を説明し、内容について合意を得る。
- ② プロジェクトサイトなどの視察、関係者からの聞き取り等を通して、現状把握に必要な追加情報の収集を行う。
- ③ 以下の分析調査を実施する。
  - 既存資料・モニタリングデータ等の分析
  - 関連施設 (5S/カイゼン/TQM 活動を取り入れている 8 つの病院: ノルシンディ県 100 床病院、ノルシンディショドール病院、ノルシンディ県 Mother and Child Welfare Center、ジョソール県病院、チョウガチャ郡病院、ジェナイダ県病院、クリグラム県病院、ダッカ医科大学病院)の質活動に関する現場訪問・聞き取り調査
  - 母子保健サービスの質改善にモデルとして取り組む 1)クリグラム県における QI メカニズム、2)ダッカ市における NGO Health Service Delivery Project の NGO クリニック (スマイリングサンクリニック) の質活動に関する現場訪問・聞き取り調査
  - キーインフォーマント・インタビュー(病院スタッフ各施設 3 名程度、QIS スタッフ・コンサルタント 3 名、ユニセフスタッフ 2 名、セーブザチルドレンスタッフ 1 名、WHO スタッフ 1 名(Health System Strengthening プロジェクト

担当)、Pathfinder (NGO) スタッフ1名からの聞き取り

- 医療サービス提供の質の改善プロジェクト専門家、ローカルスタッフからの聞き取り
- ④ プロジェクトとも協力の下、収集した情報を分析の上、本調査結果及び提言を取りまとめ、その結果を会議等においてカウンターパート、その他関係機関と意見交換の上、報告資料(英文)として共有する。意見交換の際に、途上国での Kaizen 取り組みの実践や成果・教訓を関係者と共有する。
- ⑤ 本調査の結果を基に先方政府、プロジェクト専門家、JICA に当該プロジェクトにおける病院サービスの質改善活動の提案を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2017年12月中旬~2018年1月上旬)
- ① 現地調査の結果をとりまとめ、病院サービスの質現状調査報告書(案)(要約含め和文・英文)を作成する。

# 8 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)とする。

- (1)業務計画書(和文、英文にて現地調査出発前までに提出)(簡易製本にて和文1部、 英文1部)
- (2) 病院サービスの質現状調査報告書(和・英文要約を添付資料に含めた形で和・英文にて取りまとめ 2017 年 12 月 22 日頃を目途に提出)(簡易製本にて各 2 部、電子データ)

上記(1)、(2)については、体裁は簡易製本のほか、電子データでも提出することとする。(2)の電子データについてはプレゼンテーション用資料の形態にて提出することとする。

#### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます。

航空経路は、成田—バンコクーダッカ往復、あるいは、羽田—バンコクーダッカ往復 を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年11月18日~2017年12月4日を予定していま

すが、数日前後する可能性があります。

- ②現地での業務体制
  - (ア) チーフアドバイザー
  - (イ) 母子保健専門家
  - (ウ) 業務調整員
  - (エ) 病院サービスの質現状調査(コンサルタント)
- ③便官供与内容

JICAバングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の とおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ)通訳傭上

必要に応じベンガル語⇔英語の通訳を傭上します。

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及び C / P の同行力) 執務スペースの提供なし

# (2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-8374) にて配布します。
- 母性保護サービス強化プロジェクト事業進捗報告書
- ・円借款「母子保健改善事業フェーズ」」に関する資料
- ・本プロジェクト基本計画策定調査・現地調査報告書
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (http://libopac.jica.go.jp/) で公開されています。
- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ事前評価調査報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトプロジェクト事業完了報告書
- 母性保護サービス強化プロジェクトプロジェクト準備調査報告書
- ・母性保護サービス強化プロジェクトフェーズII詳細計画策定調査報告書
- 母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ||中間レビュー調査報告書

また、母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ中間レビュー評価結果要約表はウェブサイト (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\_0602298\_2\_s.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\_0602298\_2\_s.pdf</a>)、終了時評価要約表はウェブサイト

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\_0602298\_3\_s.pdf) より入手可能です。

- ③SMPP2にて作成されたマニュアル、成果に関する論文発表がウェブサイト (<a href="http://www.jica.go.jp/project/bangladesh/002/materials/index.html">http://www.jica.go.jp/project/bangladesh/002/materials/index.html</a>) より入手可能です。
- ④ 円借款「母子保健改善事業フェーズ」」事前評価はウェブサイト (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_BD-P68\_1\_s.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_BD-P68\_1\_s.pdf</a>) より入手可能です。
- ⑤ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」 及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ)提供依頼メール:

タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3)安全管理

① 現地調査/業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。

#### (渡航前)

- ア)JICAが行う安全対策研修・訓練の受講:必ず「安全対策研修」(対面 座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- イ)JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング:各渡航の度に ブリーフィングを受けること。
- ウ) 外務省「たびレジ」への登録:各自登録を行うこと。
- エ)JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録 のための連絡先等情報提供:登録用のメールアドレス及び現地で使用 する携帯電話番号を所定の様式によりJICAに提供すること。
- オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

## (渡航後)

カ) バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。

② バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシ

ブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- ③ 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICAバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料がJICA基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- ④ 執務室についても、JICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもJICAバングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICAバングラデシュ事務所が定める。手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICAバングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則としてJICAバングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
- ⑤ ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、 事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯 同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配 が困難な場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑥ 現地作業中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAバングラデシュ事務所から貸与する。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。

# (4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかにご相談下さい。

3	本業務従事者は病院管理もしくは 5S/Kaizen/TQM 活動実施に係る評価調査・分
	析の実務経験を有することが望ましい。

以上